

○財務省告示第百八十号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成二十八年五月二十日に発行した割引短期国債の  
 発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年六月九日

財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	最低額面金額	振替単位	発行日	発行価格	償還期限
国庫短期証券（第六百八回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのための引受け	額面金額で千四億七千万円	千万円（ただし、最低額面金額を五万円とする省令の改正があった場合、その施行の日から五万円とする。）	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	平成二十八年五月二十日	額面金額百円につき百円三十二銭八厘	平成二十九年五月二十二日

十 十 十  
三 二 一

払 場 元 償  
込 所 金 還  
期 支 金  
日 払 額

平 日 額 償 当 た  
成 本 面 還 たる だ  
二 銀 金 金 を と し  
十 行 額 支 払 は 償  
八 百 円 に う 。 そ の 還  
年 円 に つ き 百 円 期  
五 月 二十 日 翌 営 業 日  
二 十 日 営 業 日 休 業 日  
日 休 業 日 休 業 日 休 業 日  
に 休 業 日 休 業 日 休 業 日